

事業承継サポート保証制度

ご利用いただける方	<p>以下の全ての要件を満たすこととする。</p> <p>(1) 事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を持株会社が保有する旨の事業承継計画（6(2)に定める要件を満たすものに限る。）を策定していること。</p> <p>(2) 持株会社は、事業会社の事業活動を支配することを目的としていること。</p> <p>(3) 持株会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を後継者が保有していること。</p> <p>(4) 承継の対象となる事業会社が中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業を行っていること。</p> <p>(5) 承継の対象となる事業会社において、株式所有の分散、または株式評価の高騰等の要因により、事業承継計画に基づく事業承継の必要が生じていること。</p>
保証限度額等	2億8,000万円
保証期間	15年以内
資金用途	<p>後継者への事業承継を目的とした事業承継計画の実施に必要な資金（持株会社が被後継者の保有する事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を一括で取得する資金および附帯費用に限る。）とする。</p> <p>ただし、後継者が既に事業会社の発行済議決権株式を取得しており、今回持株会社が取得する株式と合計して3分の2以上になる場合は、3分の2に満たない一括取得を可能とする。</p>
貸付形式	証書貸付、手形貸付、手形割引、電子記録債権割引 ※極度設定のある貸付・割引（根保証形式のもの）は除きます。
返済方法	分割返済
貸付利率	金融機関所定
担保	必要に応じて徴求するものとする。
連帯保証人	原則として法人代表者以外徴求不要
信用保証料率	0.45%～1.90%以内

《お問い合わせ先》



SAGA GUARANTEE
佐賀県信用保証協会

《保証一課》TEL：0952-24-4342

《保証二課》TEL：0952-24-4343

<http://www.saga-cgc.or.jp>